



2019年6月26日

各 位

会社名 合同製鐵株式会社
(URL <http://www.godo-steel.co.jp/>)
代表者名 代表取締役社長 明賀孝仁
(コード番号 5410 東証第1部)
問合せ先 執行役員総務部長 甲斐嘉久
(TEL 06-6343-7600)

社外取締役及び監査役との責任限定契約締結に関するお知らせ

当社は、本日付けにて当社定款第27条第2項及び第35条第2項に規定する責任限定契約を社外取締役及び監査役との間で締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 社外監査役の氏名

- ・社外取締役 土屋光章
- ・常勤監査役 神内信和
- ・常勤監査役 山中智之
- ・社外監査役 服部昌弘
- ・社外監査役 塚本治

なお、社外取締役 四宮章夫氏とは2014年6月27日付、社外取締役 阪田貞一氏とは2015年6月26日付、社外監査役 酒井清氏とは2016年6月28日付で同様の責任限定契約をそれぞれ締結しております。

2. 責任限定契約の締結日

2019年6月26日

3. 責任限定契約締結の理由

社外取締役及び監査役として適切な人材の登用を可能にし、また、社外取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするため。

4. 当社定款

(取締役の責任免除)

第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(監査役の責任免除)

第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

以 上